

## 船舶事故調査報告書

令和4年10月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年4月8日 12時00分ごろ
発生場所	滋賀県長浜市大浦漁港南西方沖（琵琶湖北部） 黒山四等三角点から真方位171°1,450m付近 （概位 北緯35°28.5′ 東経136°06.7′）
事故の概要	プレジャーボートグッピーは、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年4月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート グッピー、5トン未満（長さ3.58m）
船舶番号、船舶所有者等	250-10699大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・水象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 水象：平均波高 15cm 本事故現場の東南東方約13kmに位置する彦根地方気象台長浜観測所では、12時00分に平均風速2.6m/sの北西風、最大瞬間風速8.1m/sの西北西風を観測していた。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、琵琶湖北部の湖上から花見を行ったのち、昼食のために北部の湖岸のレストランへ向けて北進した。</p> <p>船長は、進路上の定置網の固定用ロープを乗り越えようとして、船尾方から風波を受ける態勢で漂流したところ、北西方からの突風と波高約50cmの波を左舷船尾側に受けて浸水し、船体が船尾側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用しており、自力で泳いで岸にたどり着いた。</p> <p>本船は、陸上で本事故を目撃した人の通報によって来援した琵琶湖の水上安全指導員等により、近くの岸に引き揚げられた。</p> <p>本船は、船長の自作による、凌波性の低い、細長いカヌーに似た船型で、船尾に船外機を取り付けて航行する可搬型のボートであった。</p> <p>本船の乾舷は、約30cmであった。</p>
分析	本船は、定置網の固定用ロープを乗り越えようとして、船尾方から風波を受ける態勢で漂流したことから、乾舷が低かった船尾部から船内に水が打ち込み、船体が船尾側に傾斜して転覆したものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、本船が、定置網の固定用ロープを乗り越えようとして、船尾方から風波を受ける態勢で漂泊したため、乾舷が低かった船尾部から船内に水が打ち込み、船体が船尾側に傾斜して転覆したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、定置網の固定用ロープを無理に乗り越えようとせず、設置された漁具を回避し移動すること。</li><li>・ 乾舷の低い船舶の船長は、波が舷縁を越えて船内に流入しやすいことから、常に風と波の方向に留意して、船体姿勢を調整すること。</li></ul>